

議案第12号

富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

令和元年11月28日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

大佐和老人憩の家を令和2年3月31日をもって廃止するため、条例の一部を改正  
するものである。

富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例（昭和53年富津市条例第4号）の  
一部を次のように改正する。

第3条の表大佐和老人憩の家の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。